

令和8年1月1日より施行※

※一部の規定は本法律の
公布の日から施行

下請法が改正されました



改正の背景と趣旨

近年、急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇が続いてるなか、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要です。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要となります。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正が検討されてきました。

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・
修理委託の場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・
役務提供委託の
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

⊕ [従業員基準の追加] 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

規制内容の追加

(1)協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

現行 対価引下げ型



改正法 コスト上昇型



※コストアップに見合わない引上げ幅

(2)手形払等の禁止

●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。



裏面でも「下請法の改正内容」をご紹介します。

裏面へ

規制対象の追加

運送委託の対象取引への追加 【物流問題への対応】

●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。



改正法

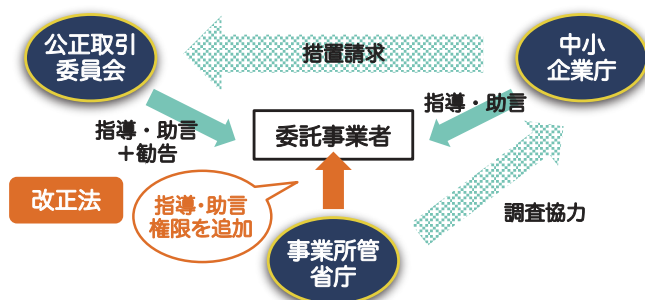
現行の物品の運送の再委託に加えて物品の運送の委託を新たな規制対象に追加



執行の強化等

面的執行の強化

●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



その他の改正事項

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

「下請」等の用語の見直し(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等)

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の詳細は公正取引委員会のホームページをご確認ください



横浜 Lafiste

2025年 6月7日 移転リニューアル

OPEN

主な展示品 雅月・リラサウナ・コキアス・エストワ
マルーレ・クルート・コパンナ・ココッシュ

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1
みなとみらいセンタービル8階 808号

TEL:(045)286-6985

詳しくはこちらをご確認ください
web予約もこちらからお申し込みいただけます

いつでもどこでも見学できる
バーチャルショールームはこちらから体験いただけます

編集後記

来年1月より改正される下請法、今回の改正法は身近に関わる内容で、委託事業者様の負担軽減を目的とした内容です。しっかり理解して十分な対応が必要ですね。

ハウステック
公式SNSで
情報発信中!



Instagram



X (Twitter)



Pinterest



YouTube



TikTok